定　　款

制定　昭和２３年　６月１１日
改正　令和　８年　１月　１日

株 式 会 社　コ　ー　セ　ー

株式会社コーセー定款

第１章　総則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社コーセーホールディングスと称し、英文では、KOSÉ Holdings Corporation と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1　化粧品、医薬品、医薬部外品、歯磨、石鹸、シャンプー、洗粉、靴クリーム及び歯ブラシの製造並びに販売

2　前号各製品の原料及び材料の製造

3　前各号の製品、原料及び材料の研究開発受託業務

4　美容、理容、医薬用機械器具、什器、家具、室内装飾品及びこれに付帯する器具並びに電気機械器具の製造及び修理

5　美容教室、美容室、理容室、エステティックサロン、ネイルサロン及びスパ等の経営

6　美容医療、保健及び衛生に関する業務

7　ホテル、旅館、飲食店及びスポーツ施設の経営

8　酒類、煙草類及び食品の販売

9　子供服、紳士服、婦人服及び服装装飾品の販売

10　繊維製品、装飾品及びその他日用品雑貨の製造加工

11　不動産の管理、賃貸、売買及び仲介

12　工業所有権、ノウハウ並びにコンピュータを利用した各種ソフトウエアの開発、取得、譲渡及び貸与

13　電算機、事務用機器、什器、車両運搬具、家具類、化粧品製造設備及び紙函製造設備のリース並びに旅行用品の販売及び賃貸借

14　損害保険代理店業並びに生命保険募集に関する業務

15　各種紙器及び包装資材の製造並びに販売

16　旅行業法に基づく旅行業

17　一般印刷業

18　前払式証票の発行及び取扱に関する業務

19　電気通信業者が提供する電気通信回線の利用者の募集に関する業務の受託及び代理店業

20　コンピュータ利用のネットワークによる情報提供サービス業
21　市場調査並びに広告宣伝に関する業務
22　経営コンサルタント業
23　労働者派遣事業並びに有料職業紹介事業
24　前各号に関する一切の商品の輸出入業務
25　前各号に関する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1　取締役会
2　監査役
3　監査役会
4　会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、２億株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1　会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
2　会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
3　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4　次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第１０条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第１１条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第１２条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）

第１３条　当会社の定時株主総会は、毎年３月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１４条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

（招集権者及び議長）

第１５条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第１６条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１７条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１８条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
②　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）
第１９条　当会社の取締役は、２０名以内とする。
（選任方法）
第２０条　取締役は、株主総会において選任する。
②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
（任期）
第２１条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（代表取締役及び役付取締役）
第２２条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
②　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
（取締役会の招集権者及び議長）
第２３条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。
②　取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
（取締役会の招集通知）
第２４条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
②　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議の省略）
第２５条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会規程）

第２６条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２７条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２８条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

②　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（員数）

第２９条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（選任方法）

第３０条　監査役は、株主総会において選任する。

②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第３１条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第３２条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第３３条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第３４条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監

査役会規程による。

（報酬等）

第３５条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第３６条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

②　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　計算

（事業年度）

第３７条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から 12 月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第３８条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

（中間配当）

第３９条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第４０条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

（定款一部変更の効力発生日）

第１条　第１条（商号）および第２条（目的）の変更は、2025 年３月 28 日開催予定の定時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決され、当該吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日である 2026 年１月１日に効力が生じるものとする。

２　本条の規定は、前項の効力発生日の経過をもって削除されるものとする。

以上